会報2月号ヘッドライン

平成３１年　新年祝賀会開催

会活動・ニュース　news

平成３１年　新年祝賀会開催

１月２０日（日）京都府知事、京都市長、はじめ明治東洋医学院、京都仏眼教育学園理事長、京都府立盲学校、京都府立視力障害者福祉センター、京都府鍼灸師会、京都府視覚障害者協会等のご来賓出席のもと京都市中京区石長松菊園において公益社団法人京都府鍼灸マッサージ師会新年祝賀会が開催されました。田口幸三郎副会長の開会宣言のあと、会長挨拶では、新年祝賀会の出席に対する感謝、昨年１月からの様々な取り組みに対し行政、他団体、会員への協力と感謝が述べられました。

２月の京都マラソンでは、「１００名弱のボランティア集団で京都を盛り上げて行きます。」との熱い思いをお話しされました。

また、「今年は『変革に向けて変わる年』私達の業務、生活にも大きく影響のある年となり、全鍼が厚労省との協議で、制度や無資格問題も前には進んでいますが、我々に果実がなかなか届かないのが現状です。変わらないことがリスクになる時代、私たちも変わらなければならない。１人も取り残さない師会の体制づくりが必要になります。『多様な生き方』が生まれようとしているとき、個人では限界がある。我々は『社会での存在意義を』『社会に貢献しうる集団』として活動しなければならない。どんな社会にしたいか意思を持たなければ、私達の望む社会は生まれない。社会の様々な問題、業界の問題も難しい課題だが、どんな難問も次世代は勇気と知恵をもって解決してくれることを信じて、未来へ託す、何を託すのか持続可能な開発目標をしっかりと描き、意志を伝え託し未来への期待から未来へ託す。会員、他団体、行政とつながり、そしてその繋がりの結び目となるよう活動してまいります。」と挨拶されました。

会長表彰　２０名賞状授与

来賓紹介のあと来賓代表挨拶として、京都府知事西脇隆俊様ご名代副知事山内修一様、京都市長門川大作様ご名代京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長別府正広様からお祝いのことばを頂きました。最後に祝電･メッセージをご披露し､会長表彰では、２０名の先生方が受賞され、代表で並木道則先生から受賞のお言葉をいただきました。休憩を挟んで、上地先生の乾杯の挨拶で祝宴が始まりました。

お食事・ご歓談に花を咲かせながら、利き酒当てゲームが開催され、皆様に楽しんで頂き、大いに盛り上がりました。最後に江田事務局長のお礼のことばで幕を閉じました。

【広報部】

はりきゅう、マッサージ受領委任制度　１月よりスタート

１月から、受領委任を取り扱う保険者が公表される

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任を取り扱う保険者等については保険部各位には既にお知らせしてますが厚生労働省のホームページでも確認できます。

この制度に参加する保険者等は全国健康保険協会４８、京都支部も参加。健康保険組合２５、国民健康保険組合７６、近畿では奈良歯科医師国民健康保険組合の１件、市町村１０８３、後期高齢者医療広域連合１７と近畿では奈良県以外は未参加となっています。年度末までには新たに参加する保険者等が明らかになると思われますのでご注意ください。

■保険者等の制度への参加について

受領委任の取扱いは、制度に参加する保険者等に関する取扱いです。各保険者等の制度への参加やその時期については保険者等により異なるのでご注意下さい。（制度に参加するまでは、各保険者等の療養費の申請はこれまでどおりとなります。）

■受領委任制度

平成 31 年１月１日より「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧」について、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されました。この制度は、受領委任を取り扱う施術者が、患者に医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者さんから一部負担金を受け取り、患者さんから受領の委任を受け、患者さんに代わって療養費支給申請書を作成のうえ保険者等へ提出し、療養費を受け取るものです。何も変わっていないと思われる方もおられるかと思います。今までは患者さんが直接請求する「償還払い」が基本で患者さんの代理として請求してきた「代理受領委任払い」です。これからは地方厚生局長や都道府県知事らと協定を結ぶことによって患者さんの代理ではなく鍼灸マッサージ師・社団が受領委任制度参加の保険者等へ保険請求できるようになります。療養費の請求者として鍼灸マッサージ師・社団が認められることは歴史的成果です。しかし、制度制定と同時に不正請求対策として様々な書類の提出、同意書依頼や内容変更に伴う煩雑さもあり利便性からは後退かと思われますが適正な運用と成果の構築、治療人としての倫理感をもって、よりよい制度となり国民が利用しやすい制度となるようあはき師の皆様とともにすすめましょう。

【保険部長　江田元一】

▼△会長活動報告▼△

■　京都府鍼灸師会　創立 70 周年・新年互礼会出席

１月１３日（日）行政・政治家・友好団体など 150 名出席での祝賀会、森岡会長 、井上名誉会長など挨拶で始まりました。
知事、市長、日鍼会会長、医師会会長、各学校関係者など行政や政治家との繋りが強く感じられた式典でした。

■　滋賀県鍼灸マッサージ師会　新年互礼会に出席

１月１８日（日）
40 名程の参加者の半数が議員でした。知人も多く今後の京都と滋賀県の関係を深めることが出来ました。

■　白杖安全デーに出席して

１２月２３日（日）に京都ライトハウスで行われた白杖安全デーに参加。
　今日から未来へのスローガンに視力障害者の人が安心して歩けるよう、啓発活動されています。
白い杖や盲導犬を見たら声をかけて下さいの訴えを主に 52 年前からの活動です。
共に歩む仲間として出来ることをしていきたい。

【会長　朝田聖二】

「患者の苦しみに向き合う」座談会参加報告

～聴くことはそれだけで援助になる、臨床の場における傾聴の意味について～

講師：的場先生と主催者：日比先生

　１２月２３日（日）キッチン Nagomi セミナールームにて開催されました。
本会から、朝田会長・田中学術部長・田口、他　鍼灸師会・理学療法士会等　総勢１４名の参加でした。
主催：鍼灸地域支援ネット　代表　日比泰広先生
講師：的場康徳先生　「NPO 法人対人援助・スピリチュアルケア研究会副理事長　鹿児島大学大学院医歯学総合研究科腫瘍学講座　医師」
　私達は、いかに相手の苦しみを和らげ、軽くし、無くすことに取り組むのか、私達の日常遭遇する患者さんとの事例を元に座談会を行いました。座談会と言っても鍛えられた優しい講師の進行の元、医療とは何か、人の苦しみとは何か、治療者として、人間として自分の行っている対人援助を見つめ直し、反省と向学の機会をいただきました。
　参加者は、支え合う暖かい場所に満たされ、次に会う約束を誓い合いました。
次は、２月４日（月）聞法会館にて行われます。

【広報部長　田口幸三郎】

法　制　だ よ り　　今月の報告

１．指導要請
（１）京都市　医務衛生課へ３件
　　国家免許者による違法広告　２件
　　国家免許者による違法広告　１件
（２）無免許者対策協議
　　１２月２０日（木）
　　場所　京都テルサ

出席者　消費生活安全センター　専門官、　本会　山﨑
（※協議内容は法制部報告別紙１に記載）

◇◇◇　会員の皆様～法制部へ情報提供をお願いします　◇◇◇

無免許業者によるビラやチラシ等の案内、看板、施術等の情報提供を
本会事務所へお寄せください。

TEL 075-803-6078　FAX 075-821-2390　【法制部長　山﨑宣彦】

お知らせ・ご案内　information

■平成３０年度府市民健康文化講演会のご案内■

日　時　平成３１年3月１７日（日）
１４：００～１５：３０

場　所　京都社会福祉会館３Ｆ第２会議室（二条城北側）

内　容　子供のはりをご存知ですか？
「東洋医学で健やか子育て支援」

講　師　明治国際医療大学　講師
田口　玲奈　先生

参加費　無料

夜泣きや疳の虫（かんしゃく・ひきつけ）にお困りのお母さんやお婆ちゃん、子育ての中に副作用の無い東洋医学を取り入れませんか？
安心して下さい。
小児鍼は鍼を体に刺しません。皮膚に擦る様な刺激だけです。
家庭に有る歯ブラシなどを使って行う母と子供のスキンシップです。
今回は一般の方に小児鍼の良さをアピールする為、講演会を企画しました。

【学術部】

■□京都ツーデーウォーク参加者募集■□

平成 31 年３月３日(日)　梅小路公園

12 時～16 時（活動時間は変更になる場合があります。）

ウォーキング大会終了後に鍼とマッサージのケアを行います。

参加申込み　会館事務所　075-803-6078

申込締切　2月28日（木）

京都市「はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業」

施術利用券（1000 円分 4 枚）

申し込み締め切り迫る 2 月 28 日（消印有効）

京都市在住の高齢者(平成３１年４月１日現在満７５歳以上)の健康の保持、増進のための施術費助成制度の希望者募集の締め切りが迫っています。この施術費の補助券は、平成 31 年４月１日から２０２０年３月 31 日まで使用できます。対象者の方１人につき補助券（１０００円分）４枚が交付されます。はり・きゅう・マッサージのよさを、お一人でも多くの方に知っていただくためにも申請をお勧めください。申請は、記入例のようにハガキに住所、氏名、生年月日、電話番号を記入し、郵便番号：６０４-８５７１　京都市保健福祉局　保険年金課宛お送りください。尚、詳細は京都市ホームページ京都市情報館：広報資料でも確認できます。

【保険部】

はがきの記入例

平成 31 年度
はり・きゅう・マッサージ助成

住所	郵便番号○○○ － ○○○○
	京都市 ○○ 区○○○町 ○○番地
フリガナ	オイケ タロウ
氏 名	御池 太郎
生年月日	明治 大正 昭和 ○○ 年 ○○月 ○○日
電話番号	○○○ － ○○○○（自 宅）
（連絡先）	○○○ － ○○○○（その他）

会員掲示板

「耳鳴り治療への追試のお願い」のその後

５年以上経過の耳鳴りが劇的変化した耳鍼のその後の経過報告です。以下の通りで丸３か月経過しています。

３週間に１回の割合で定期体調維持の調整をしている女性なので、耳鍼で耳鳴りが改善したとしか考えられない症例です。

前回報告後今月で４回定期継続観察していて、毎回耳鍼は平軸皮内鍼数日間置鍼しています。

１）Ｌ側の耳鳴りの方で、初回ダントツにＬ側の反応が強かったのが回を追うごとに両側とも耳での反応点は減り抵抗も減っています＝探ツボ時の反応も減っています。
２）今回はほとんど反応点無く２か所の置鍼に成りました。
３）耳鳴りは完全に消えたのではなく、日々の体調により出たり消えたりの状況が２回目以降続いています。又、何故か数日の置鍼後の抜針後耳鳴りの消えている日が激増する、と。
本人曰く、耳に鍼が入っている間は非常に気に成るので耳鳴りにも注意が行っていて自身の注目度が違うからかも？との事。
４）本人的には、耳鳴りが消えてる日が半分以上なので生活の質は格段に快適になった、とのコメントでもう少し症状固定の為耳鍼は続ける計画です。
　上記から考えられることは、人間の体は本当にデリケートにできていて非常に弱い刺激に対しても確実に反応を示す”ということ。
　私自身の治療では「置鍼」は必要と考える時以外一切しません。必要ありません。切皮の単刺で充分と考えるこの頃です。置鍼も患部までの距離を考えて数分で充分効果出ています。
どなたか追試してみていただけませんか？　　【南京都ブロック　辻村猛】

■広島県安芸郡坂町避難所ケア報告

　昨年１２月２３・２４日に続き広島県安芸郡坂町避難所において１０時～１７時半まで鍼マッサージケアを広島県師会山田副会長、ほか県師会先生２名と共に行いました。
　各避難所の方々はまだまだ復旧の目処も立たずさまざまな困難と立ち向かっておられます。周辺の家屋も屋根が抜けたままであったり、屋根が傾いたままのものがありました。京都府師会という比較的近い場所の私としては熊本市避難所ケアと共に継続して行なって参りたいと思います。もし、一緒に避難所ケア活動に参加して頂ける先生がいらっしゃいましたらどうぞ私までご連絡下さい。
　山田副会長、佐々木相談役、藤原先生にはお世話になりました。また、機会を作りたいと思います。

【洛中ブロック　吉舎定良】

耳寄りなお知らせ

格安でホームページ作成

近くの治療院検索にあなたの治療院情報を提供できます。

ホームページミニ版作成のお手伝いします。

情報量は A4 サイズ１枚程度で写真も２から３枚掲載可能
ご希望の方は会報１月号同封の用紙にてお申し込みください。

【広報部　ＩＴ委員会】